

セメント株式会社門司工場労働争議

- 一、名 稱 セメント株式会社門司工場
- 二、所 在 地 福岡縣京都郡苅田町松原
- 三、争議の概観 セメント製造
- 四、資 本 金 七百五十萬圓
- 五、代 表 者 社長 村 岡 栄 一
- 六、従業員 数 八三一名（内人夫四〇二名）
- 七、争議参加人員 請負人 兒玉組人夫二六名（総数七〇名）
- 八、争議發生年月日 昭和十一年二月 六日
- 九、同 解決年月日 同 二月十一日
- 十、教 生 原 因

請負人兒玉組兒玉辰三は昨年八月會社側とセメント製品積込作業の請負契約更新をなし單價紙袋四分の一を削減、同

五十人入七人なりし處本年二月中旬會社側より單價へ前者六割、後者五割）引下を三月一日より實施すべく通告したるに兒玉組は之れを不當なりとて撤回を懇請したるも同組が従業員一人より萬年（一日診指九割）の上訴を別ね居る關係もあり結局決定通り實施したり。

此の結果は別屬人夫に影響し従来の日収（壹圓指紙）乃至壹圓五指紙）さへ世賃減なるに同之れ以上の低下は承認出来ずとして兒玉組を退じ撤回方を要求し居りたるも解決の見込なき爲遂に二月六日午後七時罷業手続に出でたのである。

十一、要 求 事項

- 1、賃銀値下反對
- 2、労働者災害扶助法の適用
- 3、中間搾取制度反對